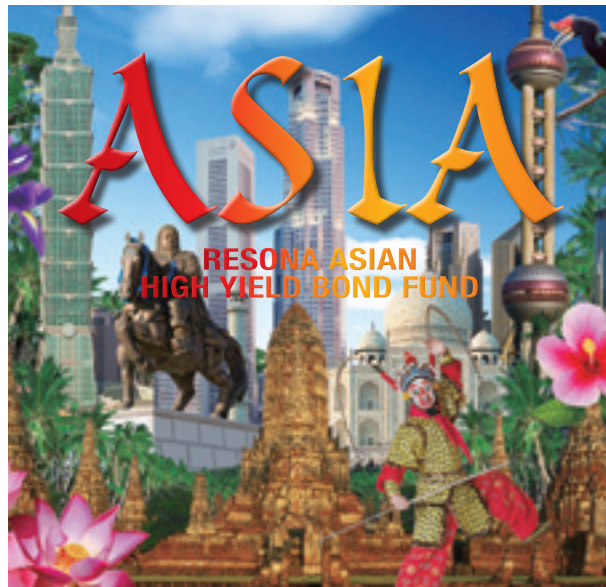


りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

投資信託説明書(交付目論見書)

追加型投信／海外／債券



ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

■ 電話番号：03-5290-3519 (受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時)

■ ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日:1986年2月25日

資本金:1,550百万円(2014年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 513,426百万円(2014年3月末現在)

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年4月23日に関東財務局長に提出し、平成26年5月9日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの名称について

当ファンドの名称について、以下の略称にて表記することがあります。

ファンドの名称	略称
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース	米ドルコース

当ファンドおよび以下を総称して「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」ということがあります。

ファンドの名称
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

商品分類及び属性区分

商品分類

属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券 社債(低格付債)))	年12回 (毎月)	アジア	ファンドオブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を通じてインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

ファンドの特色

1 主として日本を除くアジア(オセアニアを含む)^{※1}のハイ・イールド債券(米ドル建て等)^{※2}を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

■当ファンドは、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用する投資信託証券「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」、ライオングローバルインベスターズが運用する投資信託証券「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「マネープールマザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

■原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」への投資比率を高位に保ちます。「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5)」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。

※1「中国・香港・インドネシア・インド・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・台湾・オーストラリア等」が主な投資対象国となります。

※2ハイ・イールド債券とは、格付機関によってBB格以下に格付される債券を表します。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドについて

シンガポールを本拠地とする日興アセットマネジメント アジア リミテッドは、シンガポール及び東南アジアにおいて約30年間の資産運用実績を持っています。

ライオングローバルインベスターズについて

シンガポールの大手銀行であるOCBCグループの一員として1986年に設立された、アジア株式および債券の運用に特化したシンガポールの運用会社です。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称については後掲《主要投資対象の投資信託証券の概要》をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2 主要投資対象とする投資信託証券の組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

■初回決算は、2014年7月10日です。

■将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

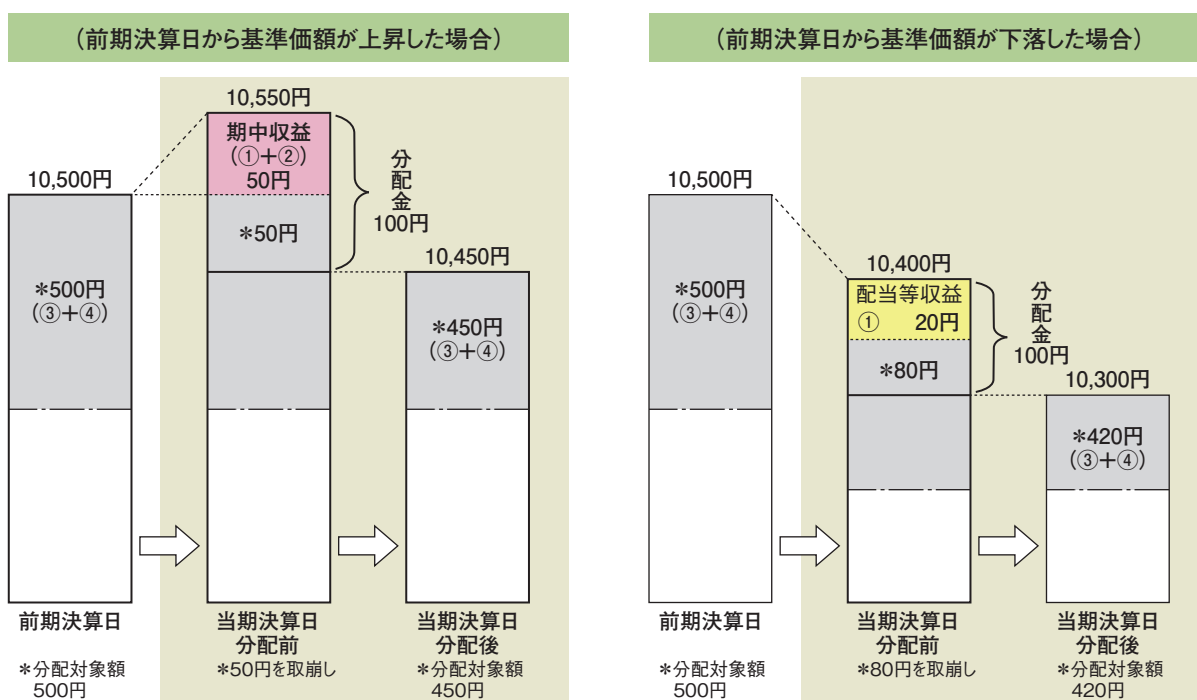
《収益分配金に関する留意事項》

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

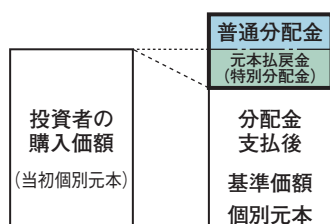


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

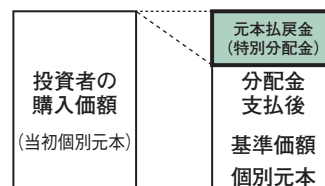
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られた場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



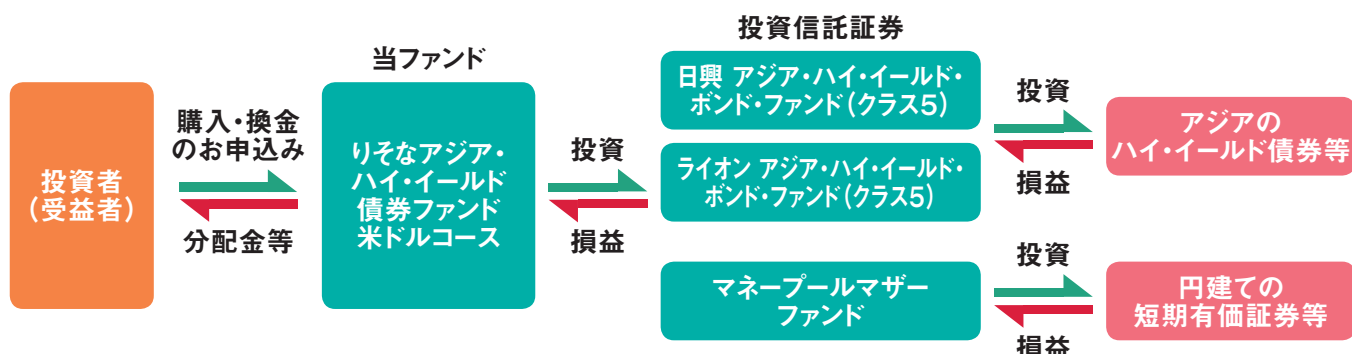
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



主な投資制限

- ◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ◆デリバティブの直接利用は行いません。
- ◆株式への直接投資は行いません。
- ◆同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時(原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

《主要投資対象の投資信託証券の概要》

名 称	日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5) (Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド クラス5)
形 態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。
決算日	毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.77% ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、管理報酬等がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド

名 称	ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス5) (Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド クラス5)
形 態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。
決算日	毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.77% ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、管理報酬等がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	ライオングローバルインベスターズ

名 称	マネープールマザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券)に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	・ 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	平成23年9月30日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年8月10日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

運用実績

当ファンドは、平成26年5月23日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成26年5月9日から平成26年5月22日まで 継続申込期間 平成26年5月23日から平成27年5月8日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年8月10日まで（設定日 平成26年5月23日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、当ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、またはりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンドの全てのファンドの合計残存口数が50億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は平成26年7月10日
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	販売会社によっては、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド間のスイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時及び換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

本書面は、購入時に必ずご確認ください。

通貨選択型投資信託の取引に関する確認書

株式会社 埼玉りそな銀行 御中

私は、本商品について、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを有する、特にリスクの高い商品であることを理解しました。

また、私は下記を踏まえ、私の判断と責任において本商品の契約を締結することをここに確認します。

記

私は、本商品の特に次に掲げる事項について、交付目論見書により理解しました。

- ①投資対象資産が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となること。
- ②「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも低くなった場合は、その金利差による「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生すること。
※「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一の場合には、金利差の影響はなく、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」は発生しません。
- ③「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響により、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が発生すること。
※「選択した通貨」が円の場合には、為替変動の影響はなく、為替損失は発生しません。

（注）上記①～③の事項が同時に生じることにより、損失が拡大する可能性もあります。

以上